

# 立川市国土強靭化地域計画



令和3年（2021年）

令和7年（2025年）修正

立川市

## 目次

### 第1章 計画策定の趣旨

|             |   |
|-------------|---|
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 1 |
| 第3節 計画期間    | 2 |

### 第2章 基本目標・推進目標

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第1節 立川市の地域特性    | 3 |
| 第2節 強靭化における基本目標 | 3 |
| 第3節 強靭化における推進目標 | 4 |

### 第3章 リスクシナリオ・脆弱性の評価・強靭化に向けた取組

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第1節 想定されるリスク          | 5 |
| 第2節 リスクシナリオの設定        | 5 |
| 第3節 脆弱性の評価及び強靭化に向けた取組 | 5 |
| 表1 リスクシナリオの設定         | 6 |
| 表2 脆弱性の評価及び強靭化に向けた取組  | 8 |

### 第4章 計画の推進

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1節 分野横断的な取組の推進                      | 33 |
| 第2節 進捗管理                             | 33 |
| 第3節 国の交付金・補助金との関係                    | 33 |
| 表3 第5次長期総合計画前期基本計画施策分野ごとの国土強靭化に向けた取組 | 34 |
| 表4 成果指標                              | 37 |

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災により、我が国は未曽有の大規模災害を経験しました。この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号)（以下、「基本法」という。）が公布・施行されました。

これを受け、国においては、基本法に基づく、「国土強靭化基本計画」（平成26年策定、平成30年改定、令和5年改定）を策定しています。

基本法第4条及び第13条には地方自治体の責務を次のとおり定めています。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(抜粋)

（第4条）地方公共団体は、国土強靭化の基本理念にのっとり、地域の状況に応じた  
施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

（第13条）地方公共団体は、国土強靭化地域計画を定めることができる。

これを踏まえて東京都は、平成28年に国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として、「東京都国土強靭化地域計画」を策定しています。

本市においても多摩直下・立川断層帯地震や、近年頻発する集中豪雨等に起因する風水害・土砂災害等に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取り組むため、令和3年に「立川市国土強靭化地域計画」を策定し、各種の施策を推進してきたところです。

令和5年10月に「国土強靭化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」により「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が見直され、立川市においても令和7年3月に策定された立川市第5次長期総合計画前期基本計画により施策が見直されたため、本計画を時点修正するものです。

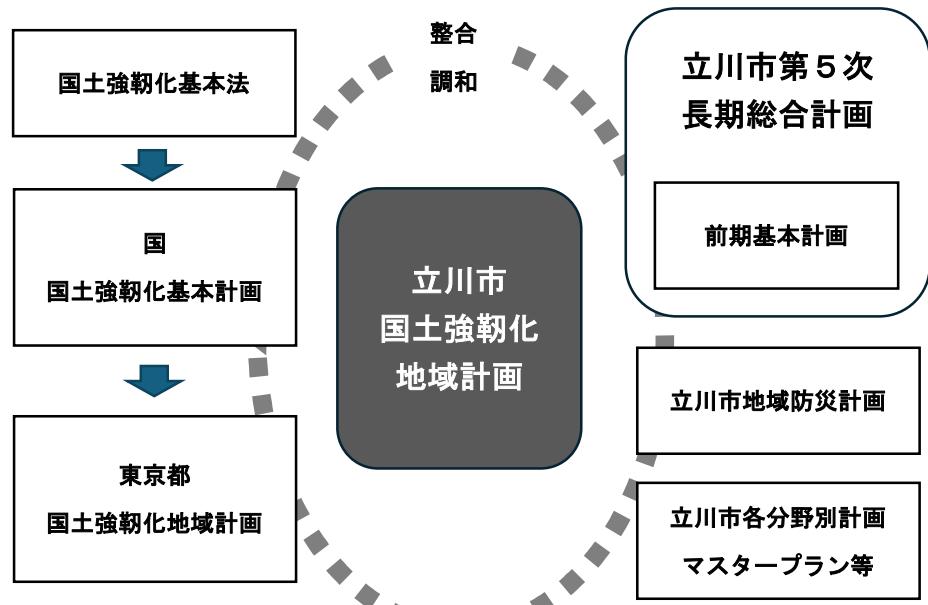
## 第2節 計画の位置づけ

本市では、未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹き込み 美風を守る～」の実現を目指し、令和7年3月に10年間の基本構想と前期・後期の各5年間を計画期間とする基本計画で構成する立川市第5次長期総合計画を策定し、令和7年度から第5次長期総合計画前期基本計画に基づいた5つの都市像の実現に向けて61の施策を進めるとともに、後期基本計画において推進する分野横断的な取組の方向性を、まちづくり戦略（総合戦略）として定めています。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するため、令和3年4月に立川市地域防災計画を

改定したほか、分野別の諸計画・マスタープランを策定しています。

立川市国土強靭化地域計画は、国・東京都及び立川市の諸計画との整合性を図りながら、本市における国土強靭化に資する関連諸施策の具体的な取組指針として、「立川市国土強靭化地域計画」を位置付けるものとします。



### 第3節 計画期間

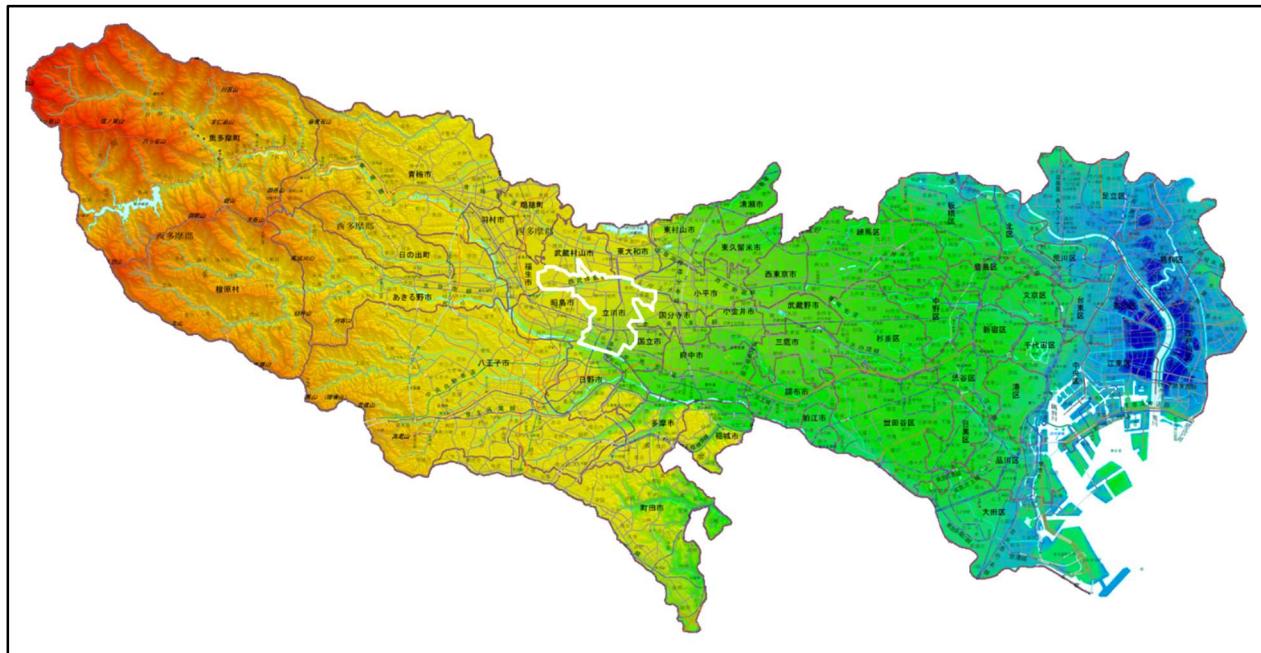
立川市第5次長期総合計画前期基本計画との整合性を図ることから、計画期間を令和11年度までとし、必要に応じて見直しを図ります。

## 第2章 基本目標・推進目標

### 第1節 立川市の地域特性

多摩地域における交通の要衝である立川市は、JR立川駅を中心に産業や文化が集積し、多様な交流を育み、にぎわいを見せてています。一方、砂川地域は東西に広がる農地や玉川上水・多摩川・残堀川、国営昭和記念公園など、自然や緑といったうるおいに満ちた空間が身近にあります。

立川市は、一般に武蔵野台地といわれる多摩川北岸の台地の南西部に位置しており、この台地は、青梅市付近を頂点として西から東へ扇形に緩やかに傾斜し、立川市の市域は、比較的傾斜が急な中段の段丘から多摩川にかけて広がっています。海拔は最も高いところで西砂町4丁目付近の124.7m、また最も低いところは錦町6丁目付近の64.9mと、市域の大部分は台地が占めており、市の南端部を流れる多摩川沿いに低地が狭く分布しています。台地の中には、不明瞭な部分もありますが立川断層の段層崖とされる段差が見られます。



「デジタル標高地形図 東京都」（国土地理院）（<https://www.gsi.go.jp/common/000184230.jpg>）を加工して作成

JR立川駅周辺には百貨店や様々な商業施設の集積が図られ、ショッピングや国営昭和記念公園でのレジャーなどのため、多摩地域をはじめ、東京都区部、埼玉県、神奈川県、山梨県などの広い範囲から人々が訪れている一方、通勤・通学や都会的な体験を求めて、東京都区部で活動を行う人も多くなっています。

また、立川市内の広域防災基地は、南関東地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に広域的な災害が発生した場合、人員・物資の緊急輸送の中継・集積など災害応急対策活動の中核を担う場となっています。

立川断層帯地震により震度6強の地震に見舞われた場合、立川市においては、死者は209人、負傷者は2,865人、建物被害約6,000棟、帰宅困難者約35,000人と甚大な被害が想定されており、また、令和元年東日本台風の際には市内25か所で避難所を開設しました。

後の世代に安全・安心な立川市を引き継ぐためには、今後、大規模自然災害等が発生しても、機能不全に陥ることのない、強靭な地域づくりのためのプランが必要になっていきます。

## 第2節 強靭化における基本目標

国の基本計画及び東京都国土強靭化地域計画との調和を図りつつ、本市における国土強靭化を推進する上での「基本目標」を以下のとおり設定します。

1. 人命の保護
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

## 第3節 強靭化における推進目標

上記基本目標の達成のため、事前に備えるべき目標として、以下6項目を推進目標として設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

## 第3章 リスクシナリオ・脆弱性の評価・強靭化に向けた取組

### 第1節 想定されるリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されます。

首都直下地震・立川断層帯地震等の大規模地震災害が遠くない将来発生する可能性があると予測されているだけでなく、気候変動に伴う台風・集中豪雨などによる広域かつ激甚な被害の増加も懸念されています。

本計画では、これらのリスクを踏まえ、以下2点の大規模自然災害を想定して脆弱性を評価します。

- ① 多摩直下地震・立川断層帯地震
- ② 台風・集中豪雨に起因する風水害及び土砂災害

### 第2節 リスクシナリオの設定

想定される自然災害を踏まえ、前頁に示した「事前に備えるべき6つの推進目標」の達成の妨げとなる事態として、28のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します（表1参照）。

### 第3節 脆弱性の評価及び強靭化に向けた取組

前頁に示した「事前に備えるべき6つの推進目標」を達成するためには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

このため、本市において被害が想定される災害について、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対し、本市の脆弱性を分析し、防災・減災における課題と対応する取組を整理します（表2参照）。

|                |  |
|----------------|--|
| リスクシナリオ<br>の設定 | ・6つの推進目標の達成を妨げるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定 |
| ↓              |  |
| 脆弱性の評価         | ・リスクシナリオを回避するため、本市における防災・減災対策の課題を整理      |
| ↓              |  |
| 強靭化に<br>向けた取組  | ・脆弱性の評価結果に基づき、強靭化に向けた本市の取組を整理            |

(表1) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

| 強靭化における推進目標   | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） |   |
|---|------------------------|---|
| 1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ   | 1-1                    | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
|   | 1-2                    | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                  |
|   | 1-3                    | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生             |
|   | 1-4                    | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生             |
| 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1                    | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                   |
|   | 2-2                    | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺  |
|   | 2-3                    | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
|   | 2-4                    | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止            |
|   | 2-5                    | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱                            |
|   | 2-6                    | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                |
| 3.必要不可欠な行政機能を確保する   | 3-1                    | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                |
|   | 3-2                    | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                       |
| 4.経済活動を機能不全に陥らせない   | 4-1                    | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下     |
|   | 4-2                    | 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出            |
|   | 4-3                    | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響                |
|   | 4-4                    | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響                 |
|   | 4-5                    | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多目的機能の低下                    |

| 強靭化における推進目標   | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） |  |
|---|------------------------|--|
| 5.情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1                    | テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|   | 5-2                    | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止   |
|   | 5-3                    | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止   |
|   | 5-4                    | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止   |
|   | 5-5                    | 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響   |
| 6.社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する                               | 6-1                    | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                  |
|   | 6-2                    | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態               |
|   | 6-3                    | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |
|   | 6-4                    | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態   |
|   | 6-5                    | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失  |
|   | 6-6                    | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響   |

(表2) 脆弱性の評価及び強靭化に向けた取組

| 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ   |
|--|
| <p>1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>   |
| <p><b>脆弱性の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 市街地の倒壊対策</li><li>② 道路・橋りょうの整備</li><li>③ 公共施設等の適切な維持・管理</li><li>④ 民間建築物の耐震性の向上</li><li>⑤ オープンスペースの確保</li><li>⑥ 避難路・緊急輸送道路等確保対策</li><li>⑦ 市民等の意識啓発・防災力の強化</li><li>⑧ 地域と事業所・商店街が連携した防災対策の推進</li><li>⑨ 避難行動要支援者等支援対策</li><li>⑩ 避難誘導体制の整備</li><li>⑪ 帰宅困難者の安全確保</li><li>⑫ 消防・警察・自衛隊等との連携</li></ul>  |
| <p><b>強靭化に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 木造の建物が密集している地域で、土地利用の誘導や市街地を整備するなど、建物の倒壊対策を行う。</li><li>② 災害発生後の初動期においては、人命救助・救出に必要な消防・警察等の緊急車両が通行する必要性が高い路線について、優先的に通行可能な状態を確保する。</li><li>③ 公共施設等は、平常時から多くの市民が利用することに加え、災害時には、避難、食料等備蓄品の提供、救援救護活動の拠点となることから、耐震性の向上や計画的な整備・改修等を行う。</li><li>④ 民間住宅や事務所等の建築物は、倒壊することにより火災発生の原因になるほか、緊急輸送道路や避難路を閉塞して消火・救援活動等の支障となることから、耐震化を促進する。</li><li>⑤ 災害時には、救出・救助活動の拠点としての公園等のオープンスペースが必要となり、また、農地や緑地は、一時的な避難場所として防災上重要な役割が期待されることから、オープンスペースとして活用できるよう保全する。</li><li>⑥ 建築物・ブロック塀等の倒壊により緊急輸送道路や避難路を閉塞し、消防車等の緊急車両の通</li></ul> |

行に障害が発生することが予想されることから、耐震化の促進や避難路、緊急輸送道路等の沿道等の対策を講じる。

- ⑦ 市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、備えるとともに、災害発生時には、近隣住民同士等による助け合い、市民防災組織や地域のコミュニティによる取組が重要であることから、市民消火隊、市民防災組織等の活動を推進する。また、市民・地域が防災力を高めることができるよう、学習・普及啓発活動のほか、災害時に適切な行動がとれるような体制づくりと併せ、防災に関する情報を提供する仕組みづくりを進める。
- ⑧ 事業所・商店街が、災害時に自らの被害を軽減できるよう、市が建築物等の耐震化の推進や防災体制の整備について支援するとともに、自治会・市民防災組織等と相互に協力しながら地域の防災対策に取り組む。
- ⑨ 災害時に、自ら避難することが困難で、特に円滑かつ迅速な避難への支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報の把握と管理、具体的な支援の仕組みづくりに取り組む。
- ⑩ 命を守るための「避難場所」と、自宅が使えないとき生活するための「避難所」の違いについて周知を進めるとともに、避難する際、避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、一人では避難できない人を支えるための仕組みづくり、避難所等までの誘導体制を整備する。
- ⑪ 帰宅困難者及び駅前滞留者の大量発生による混乱は、多数の負傷者の発生、応急対策活動の阻害の要因となることから、駅前滞留者の誘導、事業所従業員の一斉帰宅抑制、必要な物資の備蓄、情報伝達、帰宅時の支援等の仕組みづくりを行う。
- ⑫ 大規模災害に適切に対応するために、市と消防、警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討、各機関から市の災害対策本部への連絡要員の派遣、連携した訓練の実施等を推進する自衛隊の派遣については、時機を失せず要請するための連絡体制の確保、訓練の実施等を行う。

### 関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  | ● | ● |   |   | ● | ● |   |   |   |   | ● |   |
| 立川市生活道路拡幅事業計画   |   |   |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 |   | ● | ● |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市緑の基本計画       |   |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市公園施設等長寿命化計画  |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市第4次住宅マスタープラン |   |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市耐震改修促進計画     | ● | ● |   | ● |   | ● |   |   |   |   |   |   |
| 立川市公共施設等総合管理計画  |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市公共施設再編計画     |   |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |   |

### 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### 脆弱性の評価

- ① 密集市街地における不燃化対策
- ② 道路・橋りょうの整備 **【再掲】**
- ③ オープンスペースの確保 **【再掲】**
- ④ 建築物内部の安全性の向上
- ⑤ 市民等の意識啓発・防災力の強化 **【再掲】**
- ⑥ 避難行動要支援者等支援対策 **【再掲】**
- ⑦ 避難誘導体制の整備 **【再掲】**
- ⑧ 地域における消防力の強化
- ⑨ 消防・警察・自衛隊等との連携 **【再掲】**

#### 強靭化に向けた取組

- ① 市内の木造建物が密集している地域は、震災時に火災の延焼危険性が高い地域となっていることから、市街地を整備するなど不燃化対策を実施する。
- ② 災害発生後の初動期においては、人命救助・救出に必要な消防・警察等の緊急車両が通行する必要性が高い路線について、優先的に通行可能な状態を確保する。
- ③ 災害時には、救出・救助活動の拠点としての公園等のオープンスペースが必要となり、また、農地や緑地は、一時的な避難場所として防災上重要な役割が期待されることから、オープンスペースとして活用できるよう保全する。
- ④ 建築物施設内部及び周辺の安全性を向上するために、天井の落下防止、ガラスの飛散防止、家具類、備品等の転倒・落下・移動防止を推進する。

- ⑤ 市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、備えるとともに、災害発生時には、近隣住民同士等による助け合い、市民防災組織や地域のコミュニティによる取組が重要であることから、市民消火隊、市民防災組織等の活動を推進する。また、市民・地域が防災力を高めることができるように、学習・普及啓発活動のほか、災害時に適切な行動がとれるような体制づくりと併せ、防災に関する情報を提供する仕組みづくりを進める。
- ⑥ 災害時に、自ら避難することが困難で、特に円滑かつ迅速な避難への支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報の把握と管理、具体的な支援の仕組みづくりに取り組む。
- ⑦ 地震時の大規模火災から命を守るための「避難場所」と、自宅が使えなくなったときに生活するための「避難所」の違いについて周知を進めるとともに、避難する際に、避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、一人では避難できない人を支えるための仕組みづくり、避難所等までの誘導体制を整備する。
- ⑧ 消防署と連携して、災害対応に従事する消防団について、団員の確保、施設・装備の充実、訓練・研修による知識・技術の向上等を図るとともに、退職消防団員組織との連携、市民消火隊の結成促進・活動能力向上等を図りつつ、災害発生時に、地域住民や関係組織等と連携した消火活動や救護活動等を行う。また、地震の影響で消火栓が使用できなくなることが予想されることから、防火水槽の設置を推進するとともに、水量が豊富な河川や、各学校のプール、池、井戸等の活用、消火栓の震災時における活用のための配水管の早期耐震化について東京都に要請する。
- ⑨ 大規模災害に適切に対応するために、市と消防、警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討、各機関から市の災害対策本部への連絡要員の派遣、連携した訓練の実施等を推進する。自衛隊の派遣については、時機を失せず要請するための連絡体制の確保、訓練の実施等を行う。

関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  |   | ● | ● |   |   |   |   |   |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |
| 立川市緑の基本計画       |   |   | ● |   |   |   |   |   |   |
| 立川市耐震改修促進計画     |   | ● |   |   |   |   |   |   |   |

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

- ① 河川の氾濫・雨水対策  
 ② 市民等の意識啓発・防災力の強化 **【再掲】**

- |                  |      |
|------------------|------|
| ③ 避難行動要支援者等支援対策  | 【再掲】 |
| ④ 避難誘導体制の整備      | 【再掲】 |
| ⑤ 消防・警察・自衛隊等との連携 | 【再掲】 |
| ⑥ 下水道施設の適正な維持管理  |      |

**強靭化に向けた取組**

- ① 市内各河川や下水道の課題を整理し、溢水防止対策、雨水貯留浸透施設の普及促進等に取り組む。浸水想定区域や地域の特性を踏まえたハザードマップ（洪水避難地図）の適時適切な更新、周知を行う。
- ② 市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、備えるとともに、災害発生時には、近隣住民同士等による助け合い、市民防災組織や地域のコミュニティによる取組が重要であることから、市民防災組織等の活動を推進する。また、市民・地域が防災力を高めることができるよう、学習・普及啓発活動のほか、災害時に適切な行動がとれるような体制づくりと併せ、防災に関する情報を提供する仕組みづくりを進める。
- ③ 災害時に、自ら避難することが困難で、特に円滑かつ迅速な避難への支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報の把握と管理、具体的な支援の仕組みづくりに取り組む。
- ④ 河川の氾濫等から命を守るための「避難場所」と、自宅が使えなくなったときに生活するための「避難所」の違いについて、周知を進めるとともに、避難する際に、避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、一人では避難できない人を支えるための仕組みづくり、避難所等までの誘導体制を整備する。
- ⑤ 大規模災害に適切に対応するために、市と消防、警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討、各機関から市の災害対策本部への連絡要員の派遣、連携した訓練の実施等を推進する。自衛隊の派遣については、時機を失せず要請するための連絡体制の確保、訓練の実施等を行う。
- ⑥ 下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の点検・調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な修繕・改築する。

**関連する主な個別計画**

|                    | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画          | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 立川市下水道総合計画         | ● |   |   |   |   | ● |
| 立川市下水道ストックマネジメント計画 |   |   |   |   |   | ● |

## 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性の評価

- ① 土砂災害に対する警戒避難体制の整備
- ② 市民等の意識啓発・防災力の強化 **【再掲】**
- ③ 避難行動要支援者等支援対策 **【再掲】**
- ④ 避難誘導体制の整備 **【再掲】**
- ⑤ 消防・警察・自衛隊等との連携 **【再掲】**

### 強靭化に向けた取組

- ① 市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についての周知と崖線の強度調査を行う。  
周辺住民組織による避難誘導の仕組みづくり等に取り組む。
- ② 市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、備えるとともに、災害発生時には、近隣住民同士等による助け合い、市民防災組織や地域のコミュニティによる取組が重要であることから、市民消火隊、市民防災組織等の活動を推進する。また、市民・地域が防災力を高めることができるように、学習・普及啓発活動のほか、災害時に適切な行動がとれるよう体制づくりと併せ、防災に関する情報を提供する仕組みづくりを進める。
- ③ 災害時に、自ら避難することが困難で、特に円滑かつ迅速な避難への支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報の把握と管理、具体的な支援の仕組みづくりに取り組む。
- ④ 大規模な土砂災害から命を守るための「避難場所」と、自宅が使えなくなったときに生活するための「避難所」の違いについて、周知を進めるとともに、避難する際に、避難路の安全確認や避難所の開設の状況などを事前に捉え、一人では避難できない人を支えるための仕組みづくり、避難所等までの誘導体制を整備する。
- ⑤ 大規模災害に適切に対応するために、市と消防、警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討、各機関から市の災害対策本部への連絡要員の派遣、連携した訓練の実施等を推進する。自衛隊の派遣については、時機を失せず要請するための連絡体制の確保、訓練の実施等を行う。

### 関連する主な個別計画

|           | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 立川市緑の基本計画 | ● |   |   |   |   |

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 脆弱性の評価

- ① 消防・警察・自衛隊等との連携 【再掲】
- ② 避難路・緊急輸送道路等確保対策 【再掲】
- ③ 建築物内部の安全性の向上 【再掲】
- ④ 市民等の意識啓発・防災力の強化 【再掲】
- ⑤ 地域における消防力の強化 【再掲】

#### 強靭化に向けた取組

- ① 大規模災害に適切に対応するために、市と消防、警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討、各機関から市の災害対策本部への連絡要員の派遣、連携した訓練の実施等を推進する。自衛隊の派遣については、時機を失せず要請するための連絡体制の確保、訓練の実施等を行う。
- ② 建築物・ブロック塀等の倒壊により緊急輸送道路や避難路を閉塞し、消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想されることから、耐震化の促進や避難路、緊急輸送道路等の沿道等の対策を講じる。
- ③ 建築物施設内部及び周辺の安全性を向上するために、天井の落下防止、ガラスの飛散防止、家具類、備品等の転倒・落下・移動防止を推進する。
- ④ 市民一人ひとりが日頃から、災害について考え、備えるとともに、災害発生時には、近隣住民同士等による助け合い、市民防災組織や地域のコミュニティによる取組が重要であることから、市民消火隊、市民防災組織等の活動を推進する。また、市民・地域が防災力を高めることができるように、学習・普及啓発活動のほか、災害時に適切な行動がとれるような体制づくりと併せ、防災に関する情報を提供する仕組みづくりを進める。
- ⑤ 消防署と連携して、災害対応に従事する消防団について、団員の確保、施設・装備の充実、訓練・研修による知識・技術の向上等を図るとともに、退職消防団員組織との連携、市民消火隊の結成促進・活動能力向上等を図りつつ、災害発生時に、地域住民や関係組織等と連携した消火活動や救護活動等を行う。また、地震の影響で消火栓が使用できなくなることが予想されることから、防火水槽の設置を推進するとともに、水量が豊富な河川や、各学校のプール、池、井戸等の活用、消火栓の震災時における活用のための配水管の耐震化について東京都へ要請する。

#### 関連する主な個別計画

|                | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画      | ● | ● | ● | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン |   | ● |   |   |   |
| 立川市生活道路拡幅事業計画  |   | ● |   |   |   |
| 立川市耐震改修促進計画    |   | ● |   |   |   |

#### 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

##### 脆弱性の評価

- ① 物資輸送ルートの確保
- ② 都市機能の維持・誘導
- ③ 避難路・緊急輸送道路等確保対策 **【再掲】**
- ④ 医療・救護体制の整備
- ⑤ 再生可能エネルギー設備等の導入推進

##### 強靭化に向けた取組

- ① 支援物資の供給を確保するため、優先的に復旧すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を設定する。
- ② 災害により東京都心と立川市を結ぶ交通ネットワークが停滞・停止した場合でも、各拠点間で都市機能を補完し合い、生命に関わる物資・エネルギー供給、医療等のサービス提供を維持するために、中核拠点・生活中心地の拠点性を高め、これらの拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・強化を図る。
- ③ 建築物・ブロック塀等の倒壊により緊急輸送道路や避難路を閉塞し、消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想されることから、耐震化の促進や避難路、緊急輸送道路等の沿道等の対策を講じる。
- ④ 大地震等の災害が発生した際に、被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、医療救護対策本部の設置場所の検討、各医療機関の役割分担、災害拠点病院を中心とした医療機関、各医療救護所の設置体制の構築、各医療救護所からの負傷者搬送体制の構築、各種マニュアルの見直し、医療・救護訓練の実施等を関係機関が連携して取り組む。
- ⑤ 市内において災害時のレジリエンス強化や、自立電源確保の観点からも、市の施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

#### 関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----------------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● | ● |   |
| 立川市第3次環境基本計画    |   |   |   |   | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  | ● | ● | ● |   |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 |   | ● |   |   |   |
| 立川市生活道路拡幅事業計画   |   |   | ● |   |   |
| 立川市交通マスタープラン    |   | ● |   |   |   |
| 立川市耐震改修促進計画     |   |   | ● |   |   |

#### 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

##### 脆弱性の評価

- ① 要配慮者等の避難に係る支援体制の整備
- ② 避難所における衛生管理
- ③ 避難者への健康維持・増進活動に係る支援
- ④ 災害ボランティアの受入体制の整備
- ⑤ 下水道施設の適正な維持管理 【再掲】
- ⑥ 廃棄物処理施設の適正な維持管理

##### 強靭化に向けた取組

- ① 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が避難する福祉避難所を開設するとともに、特に支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報の把握方法、把握した情報の管理、支援の仕組みづくりに取り組む。また、その他特別な配慮を必要とする方の避難の支援や避難所以外での場所に滞在する被災者への対応等について検討する。
- ② 避難所など、平時と異なる生活環境下での衛生環境の悪化を防ぐため、災害時においてもごみの収集・処理体制を確保するとともに、適切にし尿処理を行うため、水道の断水に備えて災害用トイレを整備する。
- ③ 災害時には保健師による巡回救護チームを編成し、地域内の健康管理を必要とする者の把握に努めるとともに、避難者への健康維持・増進活動について支援を行うための体制づくりを進める。
- ④ 災害時には、被災者の住宅内部の片付けや介護などの生活支援、災害廃棄物の排除など様々な活動に多くの人力及びそのコーディネートが必要となるため、市内及び全国から集まる災害ボランティア等との連携を図り、円滑に対応できるよう日常から受入体制を整備する。

- ⑤ 下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の点検・調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な修繕・改築する。
- ⑥ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

**関連する主な個別計画**

|                        | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画              | ● | ● | ● | ● | ● |   |
| 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画      |   | ● |   |   |   |   |
| 立川市地域循環型社会形成推進地域計画     |   |   |   |   |   | ● |
| 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画 |   |   |   |   |   | ● |
| 立川市下水道総合計画             |   |   |   |   | ● |   |
| 立川市下水道ストックマネジメント計画     |   |   |   |   | ● |   |

**2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

**脆弱性の評価**

- ① 物資輸送ルートの確保 【再掲】
- ② 都市機能の維持・誘導 【再掲】
- ③ ライフラインにおける防災体制の整備
- ④ 食料・日用品・飲料水等の確保
- ⑤ 再生可能エネルギー設備等の導入推進 【再掲】

**強靭化に向けた取組**

- ① 支援物資の供給を確保するため、優先的に復旧すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を設定する。
- ② 災害により東京都心と立川市を結ぶ交通ネットワークが停滞・停止した場合でも、各拠点間で都市機能を補完し合い、生命に関わる物資・エネルギー供給、医療等のサービス提供を維持するために、中核拠点・生活中心地の拠点性を高め、これらの拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・強化を図る。
- ③ 水道管路の耐震継手化事業や、広域的な送排水管のネットワーク化等の耐震性の向上、水道施設全体のバックアップ機能の強化について、東京都へ要請するとともに、電力系統のネットワーク化やガス主要設備の耐震性向上など関係者と連携して防災体制を整備する。
- ④ 自助・共助の取組として、市民に対し、災害時用の7日分の食料、飲料水等を日ごろから備蓄するよう促す。また、市民の応急生活の支援として、避難者用食料や日用品の備蓄、応急給水

体制の整備、災害時の支援物資に係る協力協定締結、物資・燃料の調達体制の整備を行う。

- ⑤ 市内において災害時のレジリエンス強化や、自立電源確保の観点からも、市の施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

#### 関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----------------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● | ● |   |
| 立川市第3次環境基本計画    |   |   |   |   | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  | ● | ● |   |   |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 |   | ● |   |   |   |
| 立川市交通マスタープラン    |   | ● |   |   |   |

### 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

#### 脆弱性の評価

- ① 公共施設等の適切な維持・管理 **【再掲】**  
② 帰宅困難者の安全確保 **【再掲】**

#### 強靭化に向けた取組

- ① 公共施設等は、平常時から多くの市民が利用することに加え、災害時には、避難、食料等備蓄品の提供、救援救護活動の拠点となることから、耐震性の向上や計画的な整備・修繕等を行う。
- ② 帰宅困難者及び駅前滞留者の大量発生による混乱は、多数の負傷者の発生、応急対策活動の阻害の要因となることから、駅前滞留者の誘導、事業所従業員の一斉帰宅抑制、必要な物資の備蓄、情報伝達、帰宅時の支援等の仕組みづくりを行う。

#### 関連する主な個別計画

|                 | ① | ② |
|-----------------|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  |   | ● |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 | ● |   |
| 立川市公園施設等長寿命化計画  | ● |   |
| 立川市公共施設再編計画     | ● |   |
| 立川市公共施設等総合管理計画  | ● |   |

### 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

#### 脆弱性の評価

- ① 専門ボランティアの受入体制の整備

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ② 被災地における衛生環境の管理  |      |
| ③ 保健予防活動の実施       |      |
| ④ 下水道施設の適正な維持管理   | 【再掲】 |
| ⑤ 廃棄物処理施設の適正な維持管理 | 【再掲】 |

**強靭化に向けた取組**

- ① 災害時には、医師・看護師等の専門的な資格や技術を必要とするボランティアが必要となることから、市内及び全国から集まる専門ボランティア等との連携を図り、円滑に対応できるよう、日常から受入体制を整備する。
- ② 被災地の衛生環境の悪化による疾病・感染症等の流行を防ぐ必要があることから、遺体の安置・埋火葬等について、適切に実施するための仕組みづくり・研修・訓練等を行うとともに、災害廃棄物の収集・処理体制を整備するほか、適切にし尿処理を行うため、水道の断水に備えて災害用トイレを整備する。
- ③ 感染症等の流行拡大を予防するため、災害時には保健師による巡回救護チームを編成し、避難所自宅等避難所以外において保健予防活動の点検・指導を行うための体制づくりを進める。
- ④ 下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の点検・調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な修繕・改築する。
- ⑤ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

**関連する主な個別計画**

|                        | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画              | ● | ● | ● | ● |   |
| 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画      |   | ● |   |   |   |
| 立川市地域循環型社会形成推進地域計画     |   |   |   |   | ● |
| 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画 |   |   |   |   | ● |
| 立川市下水道総合計画             |   |   |   | ● |   |
| 立川市下水道ストックマネジメント計画     |   |   |   | ● |   |

### 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 災害による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 脆弱性の評価

- ① 地域コミュニティにおける防犯活動の取組推進
- ② 警察との連携

##### 強靭化に向けた取組

- ① 災害発生時には、地域のコミュニティによる見守り活動等の取組が重要であることから、市民防災組織をはじめ地域の様々な団体と協働で、地域ごとの運営体制を整備する。防犯などの施策とも連携した取組を通じ、地域コミュニティの活性化を図る。
- ② 大規模災害に適切に対応するために、市と警察を結ぶ情報通信の仕組みの検討や、市の災害対策本部への連絡要員の派遣、訓練の実施など、連携を強化する。

##### 関連する主な個別計画

|           | (1) | (2) |
|-----------|-----|-----|
| 立川市地域防災計画 | ●   | ●   |

#### 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 脆弱性の評価

- ① 公共施設等の適切な維持・管理 【再掲】
- ② 職員の災害対応力の強化
- ③ 応援協力体制の整備
- ④ 再生可能エネルギー設備等の導入推進 【再掲】

##### 強靭化に向けた取組

- ① 公共施設等は、平常時から多くの市民が利用することに加え、災害時には、避難、食料等備蓄品の提供、救援救護活動の拠点となることから、耐震性の向上や計画的な整備・修繕等を行う。
- ② 研修や訓練等を実施し、職員一人ひとりの危機意識と対応能力を向上させ、行政全体としての組織的な防災対応能力、危機管理能力の向上や、発災後に速やかな情報収集及び的確な情報を提供する仕組みづくりを行う。
- ③ 他の自治体や多様な民間団体との協定締結、指定管理者との連携、応援受入体制の構築、各種マニュアルの作成、訓練の実施等を推進する。市内及び全国から集まる災害ボランティア、専門ボランティア等との連携を図り、円滑に対応できるよう日常から仕組みを整備する。

- ④ 市内において災害時のレジリエンス強化や、自立電源確保の観点からも、市の施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ |
|-----------------|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● |   |
| 立川市第3次環境基本計画    |   |   |   | ● |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 | ● |   |   |   |
| 立川市公園施設等長寿命化計画  | ● |   |   |   |
| 立川市公共施設等総合管理計画  | ● |   |   |   |
| 立川市公共施設再編計画     | ● |   |   |   |

## 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力による国際競争力の低下

#### 脆弱性の評価

- ① 事業所・商店街における防災体制の整備
- ② 道路機能の確保

#### 強靭化に向けた取組

- ① 事業所・商店街が災害時に自らの被害を軽減できるよう、市が建築物等の耐震化の推進、防災体制の整備について支援するとともに、業務継続計画（BCP）の作成について普及啓発する。
- ② 支援物資の供給を確保するため、優先的に復旧すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を設定する。災害時の道路閉塞を防ぐため、都市計画道路などの整備や、無電柱化事業等を進める。

#### 関連する主な個別計画

|                 | ① | ② |
|-----------------|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  |   | ● |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 |   | ● |
| 立川市無電柱化推進計画     |   | ● |
| 立川市耐震改修促進計画     | ● |   |

### 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

#### 脆弱性の評価

- ① 事業所における防災体制の強化
- ② 大気環境保全対策の推進
- ③ 化学物質対策の推進

#### 強靭化に向けた取組

- ① 事業所が災害時に自らの被害を軽減できるよう、市が建築物等の耐震化の推進、防災体制の整備を支援するとともに、業務継続計画（BCP）の作成について普及啓発する。
- ② 大気汚染物質の常時監視等を行い、その結果を公表する。
- ③ 適正管理化学物質を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求

めるとともに、事業者からの申請や届出に基づき、現地調査や改善指導等を行い、条例の基準への適合、周辺環境に与える影響の低減のための指導を行う。

#### 関連する主な個別計画

|              | ① | ② | ③ |
|--------------|---|---|---|
| 立川市地域防災計画    | ● |   |   |
| 立川市第3次環境基本計画 |   | ● | ● |

### 4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

#### 脆弱性の評価

- ① 金融機関・郵便局等における防災対策の推進

#### 強靭化に向けた取組

- ① 金融機関・郵便局等が災害時に自らの被害を軽減できるよう、市が防災体制の整備や業務継続計画（BCP）の作成等について要請するとともに、早期復興に向けて円滑に金融支援や輸送インフラの早期再開が行われるよう、相互に協力しながら地域の防災対策に取り組む。

#### 関連する主な個別計画

|           |   |
|-----------|---|
|           | ① |
| 立川市地域防災計画 | ● |

### 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 脆弱性の評価

- ① 道路機能の確保 【再掲】
- ② 都市機能の維持・誘導 【再掲】
- ③ 避難路・緊急輸送道路等確保対策 【再掲】
- ④ 食料・日用品・飲料水等の確保 【再掲】

#### 強靭化に向けた取組

- ① 支援物資の供給を確保するため、優先的に復旧すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を設定する。災害時の道路閉塞を防ぐため、都市計画道路などの整備や、無電柱化事業等を進める。
- ② 災害により東京都心と立川市を結ぶ交通ネットワークが停滞・停止した場合でも、各拠点間で都市機能を補完し合い、生命に関わる物資・エネルギー供給、医療等のサービス提供を維持するために、中核拠点・生活中心地の拠点性を高め、これらの拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・強化を図る。

- ③ 建築物・ブロック塀等の倒壊により緊急輸送道路や避難路を閉塞し、消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想されることから、耐震化の促進や避難路、緊急輸送道路等の沿道等の対策を講じる。
- ④ 自助・共助の取組として、市民に対し、災害時用の7日分の食料、飲料水等を日ごろから備蓄するよう促す。また、市民の応急生活の支援として、避難者用食料や日用品の備蓄、応急給水体制の整備、災害時の支援物資に係る協力協定締結、物資・燃料の調達体制の整備を行う。

関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ |
|-----------------|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン  | ● | ● | ● |   |
| 立川市生活道路拡幅事業計画   |   |   | ● |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 | ● | ● |   |   |
| 立川市無電柱化推進計画     | ● |   |   |   |
| 立川市交通マスタープラン    |   | ● |   |   |
| 立川市耐震改修促進計画     |   |   | ● |   |

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性の評価

- ① 農地・緑地等の適切な保全管理

強靭化に向けた取組

- ① 農地や緑地は、火災時の延焼遮断帯形成や、一時的な避難場所として防災上重要な役割が期待されることから、オープンスペースとして活用できるよう保全する。

関連する主な個別計画

|                | ① |
|----------------|---|
| 立川市地域防災計画      | ● |
| 立川市都市計画マスタープラン | ● |
| 立川市緑の基本計画      | ● |
| 立川市第6次農業振興計画   | ● |

## 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### 脆弱性の評価

- ① 情報通信機能の対災害性の強化・高度化
- ② 災害時における住民への情報伝達手段の強化

### 強靭化に向けた取組

- ① 通信伝送路の複数化、通信施設設備の耐震化や不燃化、防水化、発災時における重要通信の確保、システムのバックアップ体制の確立、衛星電話の整備等を進める。
- ② 屋外スピーカーでの放送、広報車による巡回、ホームページ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）での配信など、多様な手段で住民に対し情報提供する仕組みづくりを進めるとともに、高齢者や障害者などの要配慮者、外国人への情報提供のあり方について検討する。

### 関連する主な個別計画

|           | ① | ② |
|-----------|---|---|
| 立川市地域防災計画 | ● | ● |

## 5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止

### 脆弱性の評価

- ① 電力施設における防災対策の推進
- ② 再生可能エネルギー設備等の導入推進 **【再掲】**

### 強靭化に向けた取組

- ① 電力系統のネットワーク化など、災害対応能力の向上について、市が関係事業者に要請する。
- ② 市内において災害時のレジリエンス強化や、自立電源確保の観点からも、市の施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

### 関連する主な個別計画

|              | ① | ② |
|--------------|---|---|
| 立川市地域防災計画    | ● |   |
| 立川市第3次環境基本計画 |   | ● |

### 5-3 都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

#### 脆弱性の評価

- ① ガス施設等における防災対策の推進
- ② 再生可能エネルギー設備等の導入推進 **【再掲】**

#### 強靭化に向けた取組

- ① ガス製造設備、高圧ガス導管・ガスホルダー等の主要設備の耐震性の向上、ガス遠隔遮断システムの整備など、災害対応能力の向上について、市が関係事業者に要請する。
- ② 市内において災害時のレジリエンス強化や、自立電源確保の観点からも、再生可能エネルギー設備等の導入について検討する。

#### 関連する主な個別計画

|              | ① | ② |
|--------------|---|---|
| 立川市地域防災計画    | ● |   |
| 立川市第3次環境基本計画 |   | ● |

### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

#### 脆弱性の評価

- ① 上水道施設の整備
- ② 飲料水等の確保
- ③ 下水道施設の適正な維持管理 **【再掲】**
- ④ し尿処理に係る防災対策の強化
- ⑤ 廃棄物処理施設の適正な維持管理 **【再掲】**

#### 強靭化に向けた取組

- ① 水道管路の耐震継手化事業や、広域的な送排水管のネットワーク化等の耐震性の向上、水道施設全体のバックアップ機能の強化について、東京都へ要請する。
- ② 発災時に応急給水が行えるよう、市内における断水情報について迅速に情報収集するとともに、東京都と連携し、人員や資器材の整備を行い、応急給水マニュアルを検証する。
- ③ 下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の点検・調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な修繕・改築する。
- ④ 避難所から発生するし尿の水再生センターへの搬入に係る体制整備、災害用トイレの確保、簡易トイレ・携帯トイレの備蓄の必要性について市民へ周知・啓発する。

- ⑤ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

関連する主な個別計画

|                        | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画              | ● | ● | ● | ● |   |
| 立川市地域循環型社会形成推進地域計画     |   |   |   |   | ● |
| 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画 |   |   |   |   | ● |
| 立川市下水道総合計画             |   |   | ● |   |   |
| 立川市下水道ストックマネジメント計画     |   |   | ● |   |   |

5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の評価

- ① 道路機能の確保 【再掲】
- ② 都市機能の維持・誘導 【再掲】
- ③ 避難路・緊急輸送道路等確保対策 【再掲】
- ④ 代替交通手段の確保

強靭化に向けた取組

- ① 支援物資の供給を確保するため、優先的に復旧すべき路線網をあらかじめ設定するなど、事前の道路ネットワークの整備や応急対応方針を設定する。災害時の道路閉塞を防ぐため、都市計画道路などの整備や、無電柱化事業等を進める。
- ② 災害により東京都心と立川市を結ぶ交通ネットワークが停滞・停止した場合でも、各拠点間で都市機能を補完し合い、生命に関わる物資・エネルギー供給、医療等のサービス提供を維持するために、中核拠点・生活中心地の拠点性を高め、これらの拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・強化を図る。
- ③ 建築物・ブロック塀等の倒壊により緊急輸送道路や避難路を閉塞し、消防車等の緊急車両の通行に障害が発生することが予想されることから、耐震化の促進や避難路や緊急輸送路等の沿道等の対策を講じる。
- ④ 被害状況や復旧段階に対応した代替交通手段の確保に取り組む。

関連する主な個別計画

|                 | ① | ② | ③ | ④ |
|-----------------|---|---|---|---|
| 立川市地域防災計画       | ● | ● | ● |   |
| 立川市都市計画マスタープラン  | ● | ● | ● |   |
| 立川市生活道路拡幅事業計画   |   |   | ● |   |
| 立川市橋りょう長寿命化修繕計画 | ● | ● |   |   |
| 立川市無電柱化推進計画     | ● |   |   |   |
| 立川市交通マスタープラン    |   | ● |   | ● |
| 立川市耐震改修計画       |   |   | ● |   |

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退するできなくなる事態

#### 脆弱性の評価

- ① 復興事前準備への取組
- ② 初動体制の整備と情報提供の仕組みづくり

#### 強靭化に向けた取組

- ① 被災時に復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、基礎データの整備、職員の育成、復興体制の整備、復興手順の検討、復興まちづくりの目標の検討等を事前に行う、「復興事前準備」を推進する。
- ② 漏れのない確実な被災者支援を図っていくための仕組みづくりやマニュアルの見直し、研修、訓練等を実施する。

#### 関連する主な個別計画

|           | ① | ② |
|-----------|---|---|
| 立川市地域防災計画 | ● | ● |

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者等）の不足により復興できなくなる事態

#### 脆弱性の評価

- ① 災害ボランティアの受入体制の整備 【再掲】
- ② 初動体制の整備と情報提供の仕組みづくり 【再掲】
- ③ り災証明書に基づく円滑な被災者支援体制の整備

#### 強靭化に向けた取組

- ① 災害時には、被災者の住宅内部の片付けや介護などの生活支援、災害廃棄物の排除など様々な活動に多くの人力及びそのコーディネートが必要となるため、市内及び全国から集まる災害ボランティア、専門ボランティア等との連携を図り、円滑に対応できるよう日常から仕組みを整備する。
- ② 漏れのない確実な被災者支援を図っていくための仕組みづくりやマニュアルの見直し、研修、訓練等を実施する。
- ③ 被災者生活再建支援法に基づく支援金、災害見舞金、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅等の供与、被災建物の公費解体など、各種被災者支援制度の判断材料となるり災証明書を迅速に発行する体制を確保する。また、り災証明書に基づく各種被災者支援制度を円滑に実施する仕組みを整

備する。

関連する主な個別計画

|           | ① | ② | ③ |
|-----------|---|---|---|
| 立川市地域防災計画 | ● | ● | ● |

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- ① 災害廃棄物処理体制の整備
- ② 民間建築物の耐震性の向上 **【再掲】**
- ③ 災害ボランティアの受入体制の整備 **【再掲】**

強靭化に向けた取組

- ① 災害時には大量の災害廃棄物が発生することが見込まれることから、収集・処理体制を整備するとともに、適切な管理、最終分別・収集を経て再利用に至るまでの間の一時的な保管を行うための仮置場を確保する。
- ② 民間住宅や事務所等の建築物は、倒壊することにより災害廃棄物の撤去などが必要となることから、耐震化を促進する。
- ③ 災害時には、被災者の住宅内部の片付けや災害廃棄物の排除など様々な活動に多くの人力及びそのコーディネートが必要となるため、市内及び全国から集まる災害ボランティア、専門ボランティア等との連携を図り、円滑に対応できるよう日常から仕組みを整備する。また、立川市クリーンセンターなど、応急受け入れ拠点を整備する。

関連する主な個別計画

|                        | ① | ② | ③ |
|------------------------|---|---|---|
| 立川市地域防災計画              | ● | ● | ● |
| 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画      | ● |   |   |
| 立川市地域循環型社会形成推進地域計画     | ● |   |   |
| 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画 | ● |   |   |
| 立川市第4次住宅マスタープラン        |   | ● |   |
| 立川市耐震改修促進計画            |   | ● |   |

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- ① 応急仮設住宅等の整備
- ② 復興事前準備への取組 **【再掲】**

#### 強靭化に向けた取組

- ① 住宅を失った被災者に応急仮設住宅等を提供するためにオープンスペースを確保する。
- ② 被災時に復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、基礎データの整備、職員の育成、復興体制の整備、復興手順の検討、復興まちづくりの目標の検討等を事前に行う、「復興事前準備」を推進する。

#### 関連する主な個別計画

|           | ① | ② |
|-----------|---|---|
| 立川市地域防災計画 | ● | ● |

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 脆弱性の評価

- ① 文化財の適正な保存

#### 強靭化に向けた取組

- ① 受け継がれてきた地域の歴史や文化財、伝統行事などの伝統文化を次世代に継承できるよう、平時から適正保存に取り組む。

#### 関連する主な個別計画

|              | ① |
|--------------|---|
| 立川市第4次文化振興計画 | ● |

### 6-6 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

#### 脆弱性の評価

- ① 復興事前準備への取組 【再掲】
- ② 事業所・商店街における防災体制の整備 【再掲】

#### 強靭化に向けた取組

- ① 被災時に復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、基礎データの整備、職員の育成、復興体制の整備、復興手順の検討、復興まちづくりの目標の検討等を事前に行う、「復興事前準備」を推進する。
- ② 事業所・商店街が、災害時に自らの被害を軽減できるよう、地域の防災対策との連携を踏まえ、建築物等の耐震化の推進や防災体制の整備を支援するとともに、業務継続計画（BCP）の作成について普及啓発する。

関連する主な個別計画

|             | ① | ② |
|-------------|---|---|
| 立川市地域防災計画   | ● | ● |
| 立川市耐震改修促進計画 |   | ● |

## 第4章 計画の推進

### 第1節 分野横断的な取組の推進

立川市における国土強靭化は、分野別個別計画に基づく取組によって推進します。

また、防災の範囲を超えて、分野横断的な取組が必要となることから、第5次長期総合計画前期基本計画における61の施策体系と関連して一体的に推進します（表3参照）。

加えて、第5次長期総合計画前期基本計画において、人口減少問題の克服と交流を中心とした「まちづくり戦略（総合戦略）」として定めています。同戦略では、「安全、安心に暮らせる地域、快適で楽しく暮らせる地域をつくる」を基本目標の1つに掲げており、安全・安心のまちづくりを分野横断的な取組により実現することを目指すとしています。これは、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた分野横断的な対応について取りまとめる国土強靭化と考え方が一致します。

このため、本計画は、同戦略の基本目標の実現に資するものとし、施策を着実に推進することで、安全・安心な地域の実現を目指します。

### 第2節 進捗管理

本計画の推進にあたっては、第5次長期総合計画前期基本計画に定める61施策の成果指標をもって国土強靭化に向けた施策の進捗状況とあわせて把握するとともに、地域防災計画をはじめとする分野別個別計画と連携しながら取組の効果を検証することにより進行管理を行います。

また、限られた資源・財源で効率的かつ効果的に国土強靭化を進めるためには、優先順位をつけて重点的に取り組む課題を明確にする必要があることから、代表的な成果指標を設定します（表4参照）。

なお、本市を取り巻く社会潮流や都市構造の変化、国の法制度の動向への対応など、必要が生じた場合は、立川市国土強靭化推進会議を設置し、計画内容の修正を行います。

### 第3節 国の交付金・補助金との関係

立川市では、国土強靭化を進めるにあたり国の交付金・補助金を活用していることから、事業ごとに活用している国の交付金・補助金については、別冊「国土強靭化に資する立川市の事業及び国の交付金・補助金一覧」に示します。

(表3) 第5次長期総合計画前期基本計画 施策分野ごとの国土強靭化に向けた取組

|   | 施策区分   | 子ども・子育て              |               |                  |               |             | 教育      |         |         |         | 保健・医療   |           |            |          | 社会福祉            |         |         |         |                    |   |
|---|--|----------------------|---------------|------------------|---------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|----------|-----------------|---------|---------|---------|--------------------|---|
|   |  | 1                    | 2             | 3                | 4             | 5           | 6       | 7       | 8       | 9       | 10      | 11        | 12         | 13       | 14              | 15      | 16      | 17      | 18                 |   |
| 強靭化における<br>推進目標   | リスクシナリオ  | 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援 | 途切れのない成長・発達支援 | 未就学児の子育てと仕事の両立支援 | 学校給食の提供と食育の充実 | 特別支援教育環境の充実 | 学校教育の充実 | 学校教育の充実 | 学校教育の充実 | 学校教育の充実 | 教育行政の推進 | 介護保険制度の推進 | 豊かな長寿社会の実現 | 健康づくりの推進 | 国民健康保険制度等の適正な運営 | 福祉行政の推進 | 地域福祉の推進 | 障害福祉の推進 | セーフティネットによる生活支援の充実 |   |
| 1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ   | 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       |                    |   |
|   | 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生   | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
|   | 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
|   | 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
| 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足  |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         | ●         |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         | ●         | ●          |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           |         |         |         |         |         |           | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  | ● |
|   | 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         | ●       | ●         | ●          |          |                 |         | ●       |         |                    |   |
|   | 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱   | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           |         |         |         |         | ●       | ●         | ●          | ●        |                 |         | ●       |         |                    |   |
|   | 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
| 3.必要不可欠な行政機能を確保する   | 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
| 4.経済活動を機能不全に陥らせない   | 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下  |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響  |                      |               |                  |               |             |         |         |         | ●       | ●       | ●         |            |          | ●               |         |         |         |                    |   |
|   | 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多目的機能の低下   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
| 5.情報通信サービス、電力等ライフル、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる   | 5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 5-2 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）の長期間間にわたる機能の停止  |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間間にわたる機能の停止  |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止   |                      |               |                  |               |             |         |         |         | ●       | ●       |           |            |          | ●               |         |         |         |                    |   |
|   | 5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         | ●         |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
| 6.社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する                               | 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                  | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
|   | 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態               | ●                    | ●             | ●                | ●             | ●           | ●       | ●       | ●       | ●       | ●       | ●         | ●          | ●        | ●               | ●       | ●       | ●       | ●                  |   |
|   | 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 6-4 事業用地の確保・仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失  |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |
|   | 6-6 國際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響   |                      |               |                  |               |             |         |         |         |         |         |           |            |          |                 |         |         |         |                    |   |

|  | 施策区分 | 環境   |              |             |           |        |             | 都市づくり        |       |              |           | 産業まちづくり  |            |                       | 市民のくらし             |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|--|------|--|--------------|-------------|-----------|--------|-------------|--------------|-------|--------------|-----------|----------|------------|-----------------------|--------------------|----------------|------------------------|----------------|----------------------------|----------------------------|----|----|---|---|---|
|  |      | 19   | 20           | 21          | 22        | 23     | 24          | 25           | 26    | 27           | 28        | 29       | 30         | 31                    | 32                 | 33             | 34                     | 35             | 36                         | 37                         | 38 | 39 |   |   |   |
| 施策番号   |      | 施策   |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
| 強靭化における<br>推進目標  |      | リスクシナリオ  |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  |      | 持続可能な環境の保全   | 持続可能な資源循環の実現 | 廃棄物の適正処理の促進 | 下水ポンプ場の運営 | 下水道の整備 | 良好な市街地環境の形成 | 建築基準行政の適正な実施 | 道路の整備 | 公園・水辺管理と緑の保全 | 活力ある産業の振興 | 都市と農業の共生 | 官民連携のまちの形成 | 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現 | 市民活動と地域社会・多文化共生の推進 | 市民相談機能と消費生活の充実 | ライフスタイルに応じた適切な手続き手法の提供 | 安心して暮らせる住環境の確保 | 市民にわかりやすい環境の整備と公正・公平で適正な課税 | 納税しやすい環境の整備と公正・公平で適正な課税の確保 |    |    |   |   |   |
| 1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ  | 1-1  | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生  | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  |   |   |   |
|  | 1-2  | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生   |              |             |           |        |             | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  |   |   |   |
|  | 1-3  | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生  |              |             | ●         | ●      | ●           | ●            |       | ●            | ●         | ●        | ●          |                       |                    |                |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
|  | 1-4  | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生  |              |             |           |        |             |              |       |              |           | ●        |            |                       |                    |                |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
| 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ  | 2-1  | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足  |              |             |           |        |             | ●            | ●     |              |           |          |            |                       | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  |   |   |   |
|  | 2-2  | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   | ●            |             |           |        |             | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        |            |                       |                    |                |                        | ●              | ●                          |                            |    | ●  | ● |   |   |
|  | 2-3  | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生  | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
|  | 2-4  | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止   | ●            |             | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  |   |   |   |
|  | 2-5  | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混雑   | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            |       |              |           |          |            |                       | ●                  | ●              |                        |                | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● |   |   |
|  | 2-6  | 大規模な自然災害と感染症との同時発生   | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           |              |       | ●            |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
| 3.必要不可欠な行政機能を確保する  | 3-1  | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱   |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    | ●  |   |   |   |
|  | 3-2  | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下  | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● |   |   |
| 4.経済活動を機能不全に陥らせない  | 4-1  | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下  |              |             |           |        |             |              |       | ●            | ●         | ●        |            |                       | ●                  | ●              | ●                      |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  | 4-2  | 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出   | ●            |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
|  | 4-3  | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への最大な影響   |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
|  | 4-4  | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への最大な影響  | ●            |             | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● |   |   |
|  | 4-5  | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多目的機能の低下   |              |             |           |        |             |              |       | ●            |           | ●        |            | ●                     |                    | ●              |                        |                | ●                          |                            |    |    |   |   |   |
| 5.情報通信サービス、電力等のライフルイン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1  | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  | 5-2  | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止   | ●            |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  | 5-3  | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止   | ●            |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  | 5-4  | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止   | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    | ●  |   |   |   |
|  | 5-5  | 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響   |              |             |           |        |             |              |       | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     |                    |                |                        |                | ●                          | ●                          |    | ●  |   |   |   |
| 6.社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する                                | 6-1  | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                  | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● | ● |   |
|  | 6-2  | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態               | ●            | ●           | ●         | ●      | ●           | ●            | ●     | ●            | ●         | ●        | ●          | ●                     | ●                  | ●              | ●                      | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● | ● | ● |
|  | 6-3  | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |              | ●           | ●         |        |             |              |       | ●            | ●         |          |            |                       |                    |                |                        | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● | ● |   |
|  | 6-4  | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態   |              |             |           |        |             |              |       | ●            |           |          |            |                       |                    |                |                        | ●              | ●                          | ●                          | ●  | ●  | ● | ● |   |
|  | 6-5  | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失  |              |             |           |        |             |              |       |              |           |          |            |                       |                    |                |                        |                |                            |                            |    |    |   |   |   |
|  | 6-6  | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響   |              |             |           |        |             |              | ●     |              |           |          |            |                       | ●                  | ●              | ●                      | ●              |                            |                            |    |    |   |   |   |

|   | 施策区分    | 危機管理   | 文化・スポーツ           |         | 総合戦略        |           |            |              |         |         | 行政運営         |         |              |               |                 |               | 収益事業            |                       |                 |         |         |         |    |                  |
|---|---------|--|-------------------|---------|-------------|-----------|------------|--------------|---------|---------|--------------|---------|--------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|---------|---------|---------|----|------------------|
|   |         |  | 40                | 41      | 42          | 43        | 44         | 45           | 46      | 47      | 48           | 49      | 50           | 51            | 52              | 53            | 54              | 55                    | 56              | 57      | 58      | 59      | 61 |                  |
| 強靭化における<br>推進目標   | リスクシナリオ | 施策   |                   |         |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | 競輪運営による持続した収益の確保 |
|   |         |  | 危機管理体制の充実と防犯対策の推進 | 防災体制の充実 | コンフライアンスの推進 | 生涯学習社会の実現 | 図書館サービスの展開 | 立川のまち・くらしの記録 | スポーツの推進 | 総合戦略の推進 | 持続可能な財政運営の推進 | 行政改革の推進 | 持続可能な財政運営の発信 | 市政情報とまちの魅力の発信 | 男女平等参画社会・多様性の推進 | 市政情報とまちの魅力の発信 | 男女平等参画社会・多様性の推進 | 職員の育成・確保および働きやすい職場づくり | デジタル環境における品質の確保 | 公共施設の保全 | 公共施設の保全 | 公金の適正管理 |    |                  |
| 1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ   | 1-1     | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生  | ●                 | ●       |             | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            |               | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
|   | 1-2     | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生   | ●                 | ●       |             | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
|   | 1-3     | 突發的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生  | ●                 | ●       |             | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
|   | 1-4     | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生  | ●                 | ●       |             | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
| 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1     | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足  | ●                 | ●       |             |           |            |              |         |         |              | ●       |              |               |                 |               | ●               |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 2-2     | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              | ●       |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 2-3     | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生  |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 2-4     | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 2-5     | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  | ●                |
|   | 2-6     | 大規模な自然災害と感染症との同時発生   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
| 3.必要不可欠な行政機能を確保する   | 3-1     | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱   | ●                 | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 3-2     | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下  | ●                 | ●       | ●           | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
| 4.経済活動を機能不全に陥らせない   | 4-1     | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下  |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 4-2     | 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 4-3     | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 4-4     | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響  |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 4-5     | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多目的機能の低下   |                   |         |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
| 5.情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1     | テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |                   | ●       | ●           |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 | ●             |                 | ●                     |                 | ●       |         |         | ●  |                  |
|   | 5-2     | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 5-3     | 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止  |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 5-4     | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            | ●             |                 |               |                 |                       | ●               |         |         |         |    | ●                |
|   | 5-5     | 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 | ●             |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
| 6.社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する                               | 6-1     | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                  |                   | ●       | ●           | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
|   | 6-2     | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態               |                   | ●       | ●           | ●         | ●          | ●            | ●       | ●       | ●            | ●       | ●            | ●             | ●               | ●             | ●               | ●                     | ●               | ●       | ●       | ●       | ●  |                  |
|   | 6-3     | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 | ●             |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 6-4     | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 | ●             | ●               |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 6-5     | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失  |                   |         |             |           |            |              |         |         |              |         | ●            | ●             |                 |               |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |
|   | 6-6     | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響   |                   | ●       |             |           |            |              |         |         |              |         |              |               |                 | ●             |                 |                       |                 |         |         |         |    | ●                |

(表4) 成果指標

| 成果指標    | 現状値   |          | 目標値             |          |
|---------|-------|----------|-----------------|----------|
| 住宅の耐震化率 | 81.8% | 令和2年1月1日 | 耐震性が不十分な住宅を概ね解消 | 令和8年1月1日 |

<出典> 立川市第4次住宅マスタープラン 令和3年3月

| 成果指標            | 現状値   |       | 目標値 |        |
|-----------------|-------|-------|-----|--------|
| 防災対策を行っている市民の割合 | 72.7% | 令和5年度 | 80% | 令和11年度 |

<出典> 立川市第5次長期総合計画前期基本計画 令和7年3月

| 成果指標       | 現状値 |       | 目標値 |        |
|------------|-----|-------|-----|--------|
| 雨水整備率（市全域） | 82% | 令和6年度 | 83% | 令和16年度 |

<出典> 立川市下水道総合計画（第3回改定） 令和7年7月

立川市国土強靭化地域計画

令和7（2025）年12月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042 - 523 - 2111（代表）

FAX 042 - 521 - 2653

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 政策財務部企画政策課